

2009年 第1078号
7月15日 (毎月15日発行)
1972年9月18日 第三種郵便物認可

地域と人権

発行 全国地域人権運動総連合
(「解放の道」改題)

〒116-0003 東京都荒川区南千住2-16-6
TEL(03)5615-3395 FAX(03)5615-3396

全国人権連ホームページ: URL=http://zjr.sakura.ne.jp/

新書「差別と日本人」 記述に事実歪曲と誤認

偏見招くと角川に資料提供

全国人権連は6月24日、角川書店編集部に、新書版「角川ONE21『差別と日本人』(著者 野中広務、辛淑玉) 6月10日発行」で、辛淑玉氏の部落問題をめぐる解説に事実を歪曲・誤認が多いことから、読者に部落問題の理解に偏見を招きかねないとして、資料を提供し善処をもとめました。

角川新書「差別と日本人」は、元衆議院議員の野中広務氏と人材育成コンサルタントの辛淑玉氏の対談。本文中の解説は辛氏が担当、対談をリードする記述になっていま

す。
新書本の帯には「部落とは、在日とは、なぜ差別は続くのか?誰も語れなかった人間の暗部」のキャッチコピー。全国人権連が、事実の歪曲と誤認があると指摘する部分は部落問題にかかわる記述の下り。教科書無償化について「日本で初めて無償化を実施したのは、野中氏が町長の時。その後、差別と貧困との闘いの中、教科書無償化が解放運動と共に全国化していった」と記述。実際には「1961年から始まる高知・長浜の教科書無償闘争」であったことは通説。



八鹿高校事件では、「教師の指導に生徒が異議を申し立て、解放研を



講演する相沢幸悦埼玉大学教授

学校が拒否したところ生徒がハリスト。教師が生徒たちを無視し一斉に下校したため解放同盟と激しく衝突。「解同」の主張を代弁する内容になっていきます。(関連記事2・3面)

補償費の不正支出で近く住民監査

福岡・築上町が無料独占使用の「解同」に3200万円

福岡県築上町(新川久三町長)が、県道歩道拡幅にともなう町集会所移転補償費のうち3200万円を、長年無料で独占使用していた「解同」豊前築上地区協議会に「移転補償費」名目で支払ったのは公金の不正支出として池亀豊さん(55歳)ら、町民代表5人が新川町長に公開質問状で見解をただしました。同町長は、「町集会所の使用許可書も賃貸契約書等



築上町長への公開質問状提出後の説明会 (09年6月9日)

たのは公金の不正支出として池亀豊さん(55歳)ら、町民代表5人が新川町長に公開質問状で見解をただしました。同町長は、「町集会所の使用許可書も賃貸契約書等

会所入居は違法②違法入居の地協には補償費うけとり資格はない③町と地協の協議文書の公表④地方自治法は無対価貸与を禁止。38年間の無償使用の「契約」関係書類、町条例等の存在の有無を求めていました。

町長は、船田集会所を行政財産として位置づけていないので地方自治法違反とは考えていない。地協への移転補償費支払い問題は、解同地協との使用許可書、賃貸契約書等の書類の存在はないと代表らに回答しました。

池亀さんらは「自治法より『解同』最優先で行政の責任を押しつけていく」と怒りを隠していません。

今こそ安保条約廃棄を

安保50年に向けた運動の出発集会

「いまこそ安保条約廃棄を」テーマに6月23日、東京都内で安保50年に向けた運動の出発集会が開かれました。主催は安保破棄中央実行委員会。最初に大黒作治全労連議長が開会あいさつ。大黒氏は「来年は60年安保闘争から50年の節目の年。トヨタは経常利益は赤字なのに、株主には3400億円もの配当を行っています。労働者の首は、株の配当より軽いです。このようか。来る都議選、近々おこなわれる衆院選では、真の革新勢力を大きく伸ばそうではありませんか」と訴えました。

つづいて日本共産党の筈井亮衆議院議員が連帯のあいさつ。次に相沢幸悦埼玉大学教授が講演。相沢氏は「冷戦終結後、アメリカは圧倒的な軍事力を背景にドル紙幣のバラ卷きにより為替利益を確保。これによりツケを負わされた日本は、先進国

本流

ヒトラーは「大衆をだますには嘘は大きいほどいい」と囁いた。子どもの頃、大人から「嘘をつく」と聞かされた。9年前、不破哲三委員長(当時)が国会の党首討論で米公文書の核持込密約の内容を指摘、小淵、森首相を追及した。両首相は「密約は見ただことも聞いたこともない」とシラを切った。今回、元外務次官の村田良平氏が日米核密約の文書を引き継いだことを実名で認めた。それでも、河村官房長官は「密約は存在しない。一点の疑念も持たない」と厚顔無恥に否定した。よく舌を咬まないものだ。沖繩返還密約も佐藤首相は否定したが、吉野文六外務省米局長(当時)が06年に「密約があった」と証言。平然と嘘を吐き通した佐藤は後年、「非核3原則」の功労でノーベル平和賞をもらった。密約を暴いた毎日の西山太吉記者は外務省女性とのスキャンダルにすり替えられ「外交機密漏洩事件」で割を食った。権力の嘘はマスクミで浄化され「真実」になる。麻生内閣の嘘は連日、マスクミで踊っている。遠くから閻魔様ならぬ国民が、選挙で二枚舌を抜くことになる。(蕪)

と云われながら過酷な労働条件で働かされている。いまこそ属国と言われるアメリカ追随をやめ、日米軍事同盟を破棄し、自立した経済と生産技術で世界とアジアに貢献する時です」と参加者に呼びかけました。この後、全商連など各団体から安保条約をめぐる問題点が報告され、最後に、アピール「安保破棄の運動を広げよう」が提案され全員一致で承認しました。

野中・幸対談にみる 「差別意識」で語る部落問題の危うさ

解放運動に矮小化できぬ

高知・長浜の教科書無償運動

新書では「日本ではじめて教科書の無償化を実施したのは、野中氏が町長の時だ。その後を追うように、差別と貧困との闘いの中、教科書無償化が解放運動と共に全国化」としています。

教科書・教育費無償の闘いは戦前からあり、戦後は京都も含め各地でいろいろな形でくりまわりました。「歴史的、しかも決定的な闘いは、1961年(昭和36)から始まる高知・長浜の教科書無償闘争」であることは、誰もが否定できない通説です。

しかし、この闘いは「部落解放運動」ではなく、「長浜地区小中学校の教科書をタダにする運動」として知られているように、憲法26条2項の規定「義務教育は、これを無償とする」を実現させた「地域共闘」(当時の呼称)＝統一戦線の闘争であったことは、パン

フレット「長浜の教科書無償運動の真実―歴史の真実を歪める高知市教委をたたく」に詳しい。

当時、教科書闘争に關わった『タダにする会』の宮本備会長によれば「憲法の義務教育は無償の実現化。それに経済的問題。当時は、同和地区だけでなく長浜あたりの地域全体が、まだまだ貧しかった。『地域共闘』の構成メンバーは南区民

この運動の性格について水田氏は「まさに闘いというにふさわしい運動だった。61年2月の第一回校区教研、市教委交渉、署名運動、『タダにする会』を組織、教師の水田精喜が事務局長。

教育史上類を見ない惨劇

八鹿高校事件の真実

主教育を守る会、教組、部落解放同盟(統一時代)、失対、造船所、鉄工所、郵便局などの労働者、共産党などで『タダにする会』を組織、教師の水田精喜が事務局長。この運動の性格について水田氏は「まさに闘いというにふさわしい運動だった。61年2月の第一回校区教研、市教委交渉、署名運動、『タダにする会』を組織、教師の水田精喜が事務局長。

新書では、「部落差別は社会になくさんある差別のひとつに過ぎない」という指導が行われたことに部落の生徒たちが異議を申し立て、教員組織と対立。異議を申し立てた生徒たちが中心となって新しく結成した部落解放研究会の公認を学校側に求めたところ、教員側が拒否し、それに反発した

生徒たちはハリストに突入した。「共産党系の教員組合は、ハリストをしている生徒をあえて無視するかのよう、教員たちが一斉に年休を取る戦術に出た。そして、教員たちが学校から出ていこうとしたときに、部落解放同盟の人たちとの間で激しい衝突が起こった」とあります。



野中 広務氏

この記述による経過は事実ではない。八鹿高校事件は日本の教育史上前例のない集団暴行事件であり、教職員側がすべて裁判で勝訴しています。

この事件は、兵庫県養父郡の八鹿高校の教師集

八鹿高校暴力事件 真実歪曲の「八鹿記念碑」建立



真実を歪曲した「碑」

兵庫県南但馬の朝来市(国道321号線のS地区隣接に、高さ約5〜6mにも及ぶ「八鹿闘争勝利記念碑」なるものが建てられています。

碑の裏面には「八鹿高校の部落出身生徒は、命運をかけて差別を糾弾。教師らを反省させ生徒の命を守った」などと書き並べています。

八鹿高校暴力事件は、1974年11月22日、「解同」丸尾派らが県立八鹿高校に土足で介入し、その教職員ら多数に凄惨な暴力を

引き起こした事件です。長期の裁判闘争で原告の教職員側が完全勝利し、「解同」丸尾派らは敗訴し決着しています。

裁判を通じて、「解同」らが主張した「八鹿高校の差別教育」はなく、逆に八鹿高校の教育は、優れて民主教育が実践されてきたことが鮮明となりました。この真実を歪曲した「碑」は、今後多くの人々から批判されることでしょう。

連、高教組、共産党、民主団体、学者・文化人らが立ちあがり、共闘会議を結成、調査団の派遣、真相報告会や県民大集会の開催など、部落解放同盟の暴力から生命・人権

・教育を守るたたかいを展開、社会党など一部に「解同」の蛮行を弁護する動きもあったが、『赤旗』の報道や共産党議員による国会での政府追及がテレビで全国中継され

るなかで「解同」の蛮行に国民の批判が高まったものです。裁判では、集団暴行の根拠として「解同」側が主張した糾弾権も全面否定されました。

闘争戦術は法学の概念でいうところの『自力救済』の論理になうと主張。八鹿高校等刑事事件に関する昭和63年3月29日の大阪高裁判決が「確認・糾弾権を認めた」と手前勝手に解釈しています。

「糾弾権」は認められていない

新書では「逮捕・起訴された「解同」側被告に対する刑事裁判は最高裁判まで争われたが上告は棄却、有罪が確定(90年)。しかし刑事裁判二審の大阪高裁判決では(省略)消極的にはあるが、被差別者の糾弾権を認めるものだった」とあります。

争いを繰り返している事態を批判し法務省に法治主義にもとづく見解を求め、省もこうした判決の及ぼす事態等に鑑み、1989年8月4日、法務省人権擁護局総務課長名で解同による確認会・糾弾会を批判する「見解」を取りまとめ、法務局人権擁護部長、地方法務局長あてに通知しました。

被害者集団多数の威力を背景に差別したとされる者に対して抗議等を行うものであるから、被糾弾者がこれに異議を述べ、事実の存否、内容を争うこともままならず、また、その性質上行き過ぎた被糾弾者の人権への配慮に欠けたものとなる可能性を本末持っている」といっています。

「一般的・包括的に糾弾行為を自衛行為として認めたものではなく、まして「糾弾する権利」を認めたものではない」ときっぱりと否定しています。

この時期、全解連等は「解同」が利権確保のために暴力的「差別糾弾闘

争」を繰り返している事態を批判し法務省に法治主義にもとづく見解を求め、省もこうした判決の及ぼす事態等に鑑み、1989年8月4日、法務省人権擁護局総務課長名で解同による確認会・糾弾会を批判する「見解」を取りまとめ、法務局人権擁護部長、地方法務局長あてに通知しました。

「解同」は糾弾権について「確認・糾弾」の

内容は「解同」の応援歌

狭山事件を運動の具にした「解同」

狭山事件についての記述は「当初は、共産党が問題解決のために動き出したが、解放同盟との路線対立で一審で敗訴したことがきっかけとなり、手を引いてしまった」としています。

しかし事実は、献身的な弁護士らが「石川は犯人ではない」と主張しましたが、石川本人が「自白」を維持したことから一審は敗訴。弁護士解任は、「解同」などが狭山事件を「差別裁判」と規定し「日共系排除」という反共主義をまるだしに大衆的裁判闘争に障がいを持ち込んだことにあります。

狭山事件は、63年に埼玉県狭山市で起った女子高校生殺害事件です。埼玉県警は、同市内の石川一雄(当時24歳)を別件で逮捕、一審の浦和地裁は64年3月、スピード審理で死刑を判決。72(昭和47)年、大内兵衛・末

川博ら文化人による公正裁判請求のアピール発表など、公正裁判支援運動が高まりましたが、二審の東京高裁は、74年10月、無期懲役を判決。「解同」は70年になって、にわかにこの裁判を取りあげ、部落に対する予断と偏見による「差別裁判」であると断定。74年には石川被告自身も、反共・部落排外主義の「解同」の立場にくみし、一審以来献身的に尽力してきた中田直人主任弁護人ら7名を一方的に非難・誹謗するに至ったため、75年2月、中田弁護人らはこの裁判闘争から手をひかざるをえなくなりました。

その後「解同」は狭山裁判「糾弾」を三大闘争の一つに位置づけ、公教育に「狭山学習」を強要したり、「同盟休校」などの戦術をも用いて闘争を展開するに至っています。



辛 淑玉さん

部落差別は観念の産物ではない 社会問題として基本的に解決

新書では「部落差別は地域の歴史の発展の過程にみえ、まず差別をするという実態が先にあり、それから『部落民』が作られ、『被差別部落』という空間が形成される。差別をする側がある。差別は享樂なのだ。そこに差別一般、そして部落差別をささえる心のメカニズムがある」としています。

「同対審査申」は「同和問題について」(日本社)は、社会問題、とりわけ「差別問題」に関心のある読者に読まれているようです。「解同」機関紙『解放新聞』は6月15日号で同書を「今週の一冊」として早速、紹介、絶賛しています。

正直に「これは、まったく応援歌ではないか。・・・いま後退戦からようやく反転しようとする部落解放運動への」と手放しの喜びようです。

解放新聞

「後退戦から反転に力」

部落問題の格好の入門書と絶賛

角川新書「差別と日本人」は、社会問題、とりわけ「差別問題」に関心のある読者に読まれているようです。「解同」機関紙『解放新聞』は6月15日号で同書を「今週の一冊」として早速、紹介、絶賛しています。

「同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的發展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的现象

にほかならない。・・・したがって、いかなる時代が来ようと、どのよう

に社会が変化しようとも、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当でない」と述べています。

2002年3月末で国の特別対策は終結したが、部落問題は社会問題として基本的に解決に至っています。

以上指摘した点以外にも、非歴史的な記述や一部の事例を全体化するなどが「解説」にみられることから、全国人権連として角川編集部「事実の歪曲は許されるものではなく、しかるべく措置を執りたい」と善処をもとめました。

歴史の教訓、事件の経過を客観的に検証する目をふさぎ、もっぱら差別と排外主義、市民敵視の視座から「肝胆相照らし」ても、読後「狭隘なものの方」に期待外れは否めない。在日、ジェンダー問題では的確な理論展開で知られる辛氏にしては、この部落問題になると情緒的で、持ち味のケレン味のなさが影を潜める。誠に残念。

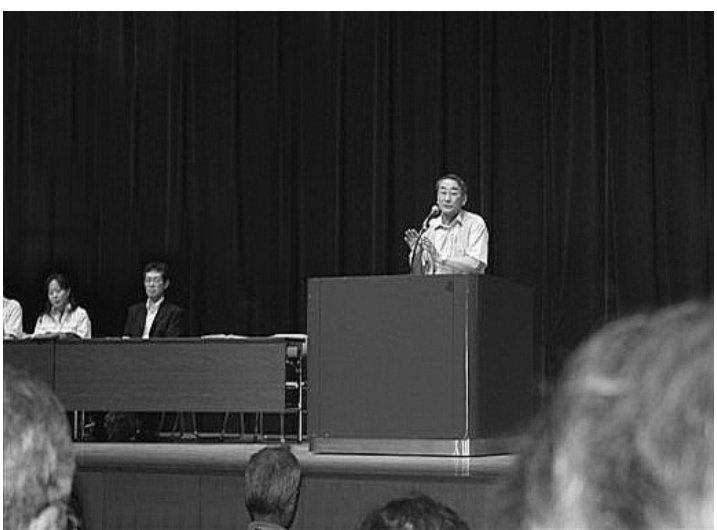
裁判員制度を考える

福岡 裁判員制度市民モニター

全国初 傍聴席から審理を検証

福岡県弁護士会(池永満会長)は6月にスタートした裁判員裁判の課題や問題点を市民の目線でチェックするために、全国に先駆けて「裁判員制度市民モニター制度」を始めました。

が7番目の裁判員として傍聴席から公判の一部始終をチェック、評価をアンケート方式でまとめてもらうという。説明会では参加者から「裁判員は素人。専門家の裁判官が審理をリード、その判断に裁判員が追従するのは」「公判前に裁判所、検察、弁護士3者が整理手続きをする。当然、事件の情報は3者に多く、公判がぶっつけ本番の裁判員はすくない。これで対等な審理・判断ができるか疑問」「二事件、3日間の集中審理で判決を出すの



裁判員制度市民モニター制度の意義を説明する福岡県弁護士会の池永満会長(6月29日)

池永会長は、裁判員制度を市民のための開かれたものにするために、市民の目線からの意見を集め、制度が充実したものであるよう検証、そのことが弁護士活動の具体的な改善にもつながると語っていました。モニターの対象は18歳以上で裁判員になる資格が条件。今回の登録は10年3月までの裁判が対象です。